

## 1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

## 2. 東京 2020 大会の目的

### 2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、平成27年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。  
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、  
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、  
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、  
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、  
史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

### 2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

**都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる**

**東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化**

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

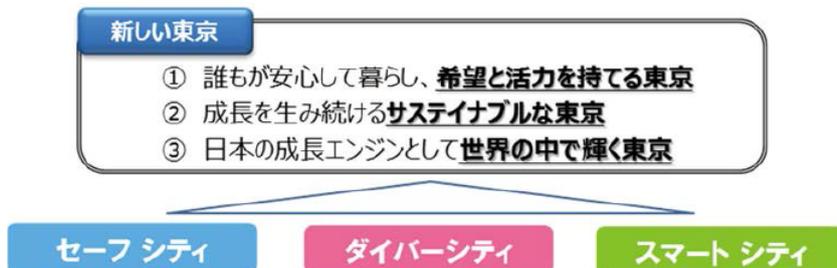


図 2.2-1 「2020年に向けた実行プラン」における3つのシティ

### 3. 東京 2020 大会の概要

#### 3.1 大会の概要

組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

#### 3.2 東京2020大会の環境配慮

組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示し、その後「東京2020アクション&レガシープラン2017（2017年7月策定）」として改訂した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	ICTの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、組織委員会は、東京2020大会における持続可能性への配慮を最大化し、持続可能な開発に貢献するため、「持続可能性に配慮した運営計画」を策定している。

2017年1月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第一版」を策定し、持続可能性の概念の重要性や東京2020大会ビジョンとの関係性、また、東京2020大会が目指すべき方向性や計画の位置づけについて記載し、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する5つの主要テーマ「気候変動」、「資源管理」、「大気・水・緑・生物多様性等」、「人権・労働、公正な事業慣行等への配慮」及び

「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」を示した。

2018年6月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」を策定し、持続可能性に配慮した競技大会を目指す意義としてSDGsへの貢献を明確化している。「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方は表3.2-3に示すとおりである。

表 3.2-3 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界最大規模のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックは世界規模の影響</li> <li>・東京 2020 大会は、大会の準備運営に持続可能性を組み込み、その責任を果たすことで貢献</li> <li>・大会の持続可能性のコンセプト「be better, together / より良い未来へ、ともに進もう。」</li> </ul>
持続可能性の主要テーマ	持続可能性の5つの主要テーマは、環境・経済・社会の側面に統合的に取り組むことから、SDGsの目標等の全体に幅広く関連
関係組織	組織委員会を核として、都、国、関係自治体、スポンサー等との連携の下に実施
運営計画の適用範囲	主体として直接管理する範囲に加え、影響を及ぼすことができる範囲についても考慮
持続可能な発展の統治原則	持続可能性における基本的な価値観である4つの統治原則（持続可能性への責任、包摂性/利害関係者の参画、誠実性、透明性）を尊重
マネジメントの仕組み、ツール	取組を確実に実施するため、イベントの持続可能性をサポートするための国際規格であるISO20121の導入や「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用等を推進

#### 4. お台場海浜公園の概略

本評価書案の対象であるお台場海浜公園の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

お台場海浜公園は、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が仮設で整備する競技場であり、東京 2020 大会では、オリンピックのトライアスロン及び水泳(マラソンスイミング)、パラリンピックのトライアスロンの会場として利用される計画である。

表 4-1 本施設の概要(お台場海浜公園)

項目	内容
競技	オリンピック：トライアスロン、水泳(マラソンスイミング) パラリンピック：トライアスロン
所在地	東京都港区台場一丁目4番地
地域地区	用途地域：商業地域・第一種住居地域・準工業地域 防火・準防火地域：防火地域・準防火地域 その他地域地区等：臨海副都心台場地区地区計画
計画地面積	約 510,800m <sup>2</sup> (うち水域約 435,400m <sup>2</sup> )
本体工事 予定期間	2019年11月～解体復旧工事 (解体復旧工事は大会後速やかに行い、復旧したエリアから順次公園を開放)

## 5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

本評価書案では、事業の実施が環境に及ぼす影響について、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 28 年 6 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 自然との触れ合い活動の場	<p>ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度            計画地が位置するお台場海浜公園は、ビーチ等の水辺空間や広場のほか、お台場しおかぜコース及びお台場ランニングコースの一部が整備され、広場利用、散策、休息、ジョギング等の自然との触れ合い活動の場となっている。本計画は、東京 2020 大会の仮設施設の整備を行うものであり、大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場は維持される。</p> <p>また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画を検討中であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力現状復旧（復植）を行う計画である。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。</p> <p>以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場は維持され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場の現況）は満足するものとする。</p> <p>イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度            計画地が位置するお台場海浜公園については、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。</p> <p>また、お台場海浜公園や周辺の自然との触れ合い活動に影響が生じないように、工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。</p> <p>以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標（人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものとする。</p> <p>ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度            計画地及び周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等からマウントアップ形式や横断防止柵等により歩車分離が確保されている。</p> <p>さらに、計画地及び周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。</p> <p>以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標（人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものとする。</p>
2. 史跡・文化財	<p>計画地の周辺には、国指定史跡の品川台場が存在する。品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は生じないと予測する。また、品川台場周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とすることから、文化財等の損傷等の影響もないと予測する。</p> <p>以上のことから、文化財の現状変更等はなく、文化財の損傷等も生じないため、評価の指標（文化財の現況）を満足するものとする。</p>

## 6. お台場海浜公園に係る調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

本評価書案の作成にあたっては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（平成26年5月29日 26環都環第104号）に記載された環境局長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の内容を修正した。

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表6-1に示すとおりである。

表 6-1 調査計画書の修正の経過及びその内容

調査計画書の修正箇所	修正事項	評価書案における修正内容及び修正理由
4. 東京 2020 大会個別計画の内容		
4.4 事業の基本計画	基本計画 施工計画	計画の具体化に伴い、仮設施設の基本計画や施工計画を整理した。(p. 10～18 参照)
7. 環境影響評価の項目	環境影響要因	大会の開催中に係る環境影響要因については別途全体計画及び競技を対象とした環境影響評価を実施することとした。(p. 21 参照)
(13) お台場海浜公園	環境影響評価の項目	仮設施設の施工計画の具体化に伴い、「自然との触れ合い活動の場」「史跡・文化財」を選定した。また、「水質等」は水質等に影響を及ぼすおそれはないため、「生物・生態系」は動植物の生息・生育環境を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しないため、「土地利用」は仮設施設として整備されるものであるため、選定しなかった。(p. 22、23 参照)